

議答申個第12号

平成17年2月4日

生駒市長 中本幸一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下村敏博

電子計算機の結合に関する意見について（答申）

平成16年12月21日付け生収第575号で諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

生駒市個人情報保護条例第10条の規定により、審議会の意見を聴くこととされている事項

〔内容〕

市税収納業務の拡充（コンビニエンスストアでの収納）に伴い、その収納結果を受信するために、本市の電子計算機とコンビニエンスストア収納代行業者の電子計算機とを結合することについて

答 申

審 議 案 件	市税収納業務の拡充（コンビニエンスストアでの収納）に伴い、その収納結果を受信するために、生駒市の電子計算機とコンビニエンスストア収納代行業者の電子計算機とを結合することについて
審 議 会 の 意 見	<p>適当なものと認める。</p> <p>なお、システムの運用に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最善のセキュリティ対策を講じられること。また、個人情報を保護するため当該委託に関する契約書等に必要な措置を講じる旨規定されることを申し添える。</p>
審 議 内 容	<p>本件は、市税のコンビニエンスストアでの収納の実施に伴い、市税の払込情報を通信回線により收受するため、生駒市の電子計算機とコンビニエンスストア収納代行業者の電子計算機を通信回線を用いて結合することについて条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（パスワード・ユーザーIDの設定、伝送専用パソコンであること、データの受信が生駒市側からのアクセスによってのみ行えること、伝送するデータの内容は数字のみであること等）、結合をすることによる事務処理の安全性、効率性などについて、慎重に審議した結果、本件による電子計算機の結合に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> <p>なお、委託契約の締結に当たっては委託契約書等に個人情報の保護について責務を課すことや損害賠償等に関する事項を明記する等必要な措置を講じること。また、市税の収納時にコンビニエンスストアに残る納付書について、個人情報保護を検討されたいとの意見があった。</p>
結 合 先	コンビニエンスストア収納代行業者
審 議 日	平成17年1月20日
所 管 課	市民部 収税課